



日野市地域包括支援センターの職員及び運営の基準に関する条例
の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 6 年 12 月 24 日

日野市長

大坪 冬彦



日野市条例第38号

日野市地域包括支援センターの職員及び運営の基準に関する条例の
一部を改正する条例

日野市地域包括支援センターの職員及び運営の基準に関する条例（平成27年条例第18号）の一部を次のように改正する。

第3条第3項に次のただし書を加える。

ただし、当該職員の員数については、地域包括支援センター運営協議会（指定居宅サービス事業者等（法第22条第3項に規定する指定居宅サービス事業者等をいう。）又はこれらの者に係る団体の代表者、居宅サービス等（省令第34条の4第2項に規定する居宅サービス等をいう。）の利用者又は第1号被保険者若しくは第2号被保険者の代表者、地域住民の権利擁護を行い又は相談に応ずる団体等の代表者、地域における保健、医療又は福祉に関する学識経験を有する者等のうち、地域の実情を勘案して市が適当と認める者により構成されるものをいう。）が第1号被保険者の数及び地域包括支援センターの運営の状況を勘案して必要と認めるときは、常勤換算方法（当該地域包括支援センターの職員の勤務延時間数を当該地域包括支援センターにおいて常勤の職員が勤務すべき時間数で除することにより、当該地域包括支援センターの職員の員数を常勤の職員の員数に換算する方法をいう。）によることができる。

付 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。